

未来につながる 今の暮らしのために

すべての子どもに「家庭」を…



松本赤十字乳児院 里親支援センターひまわり

協力機関：長野県松本児童相談所

松本市こども福祉課 ・ 塩尻市こども未来課

安曇野市子ども家庭支援課 ・ 松本児童園

目 次

I	「今、なぜ里親？」 ……	2
1	あたりまえの「家庭」の暮らしを子どもに ……	2
2	「施設」から「家庭」の暮らしへ ……	3
II	ファミリーパートナー ……	6
1	ファミリーパートナーとは ……	6
2	「養育チーム」の考え方 ……	6
3	パートナーになるためには ……	7
4	パートナーの推進と養育支援の体制 ……	10
5	里親支援センターひまわりによるパートナーへの 主な養育支援 ……	12
6	ファミリーパートナーの取り組みの状況 ……	14
III	里親支援センターひまわりの理念・ビジョン ……	15
IV	Q&A ……	17

I 「今、なぜ里親？」

Ⅰ あたりまえの「家庭」の暮らしを子どもに・・・

<日本の現状>

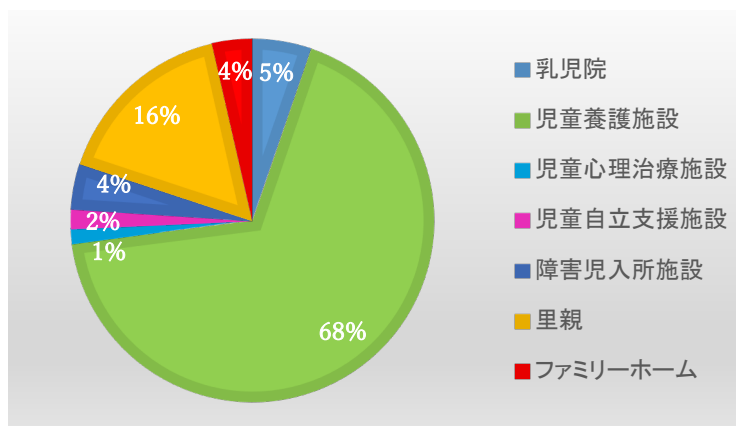
日本には、親（保護者）の病気や養育力の不足（虐待の問題も含まれます）、経済的な問題など、さまざまな事情により、実の家庭で生活できない子どもが約4万2千人※¹います。

このような子どもたちを公的な責任で社会的に保護・養育することを「社会的養護」といいます。

長野県では、約590人※²の子どもたちが家庭を離れ、「里親家庭」や乳児院・児童養護施設などの「施設」で生活しています。

家庭から離れて生活している子どもたちの生活場所（県内）

乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	障害児入所施設	里親	ファミリーホーム
31人	401人	8人	10人	24人	97人	21人



※1 2023年3月末現在 41,595人（こども家庭庁調べ）

里親・ファミリーホーム、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホームで暮らす子どもの数。

※2 2024年3月末現在 592人（長野県業務概要）

里親・ファミリーホーム、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・障害児入所施設で暮らす子どもの数。障害児入所施設については契約による入所を除く。

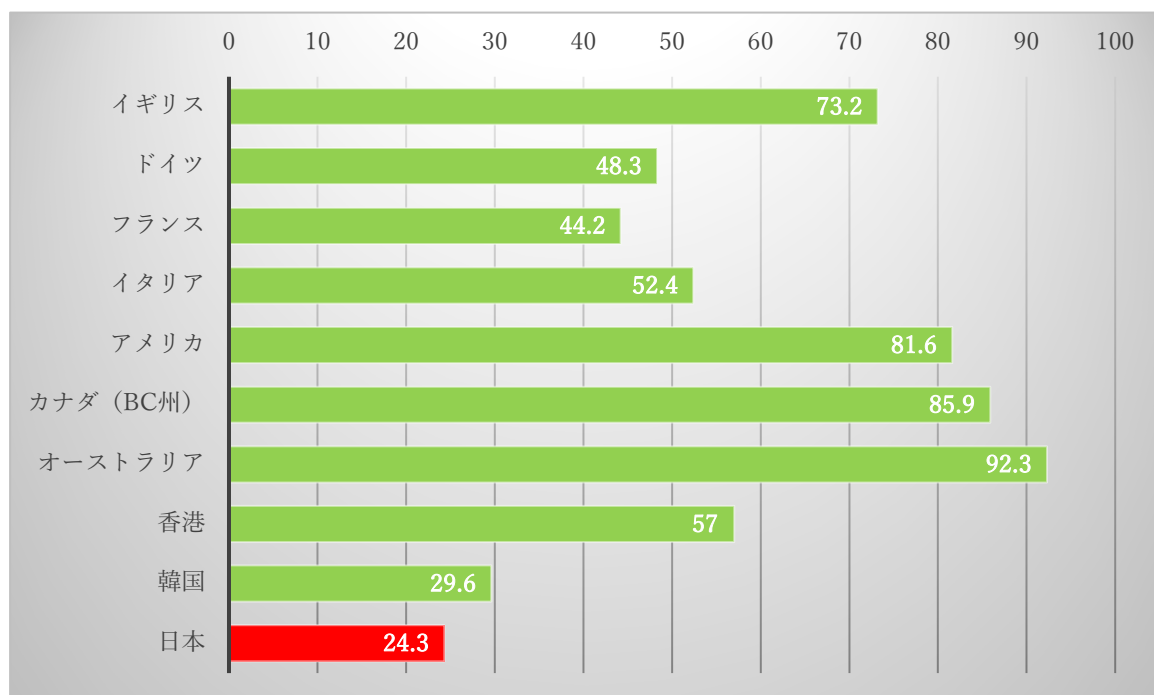
2 「施設」から「家庭」の暮らしへ

<国際的な状況>

さまざまな事情により実の家庭で生活できない子どもたちは、「里親家庭」または乳児院や児童養護施設などの「施設」で暮らしています。日本ではこれまで「施設」での養育が主流となっており、子どもたちの約8割が「施設」で暮らしています。

しかし、国際的にみると、アメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダなどでは、7割以上の子どもたちが「里親家庭」で暮らしており、実の家庭を離れた子どもの養育を可能な限り「施設」ではなく「家庭」で行うということが国際的な考え方となっています。

(参考) 諸外国の要保護児童に占める里親委託児童の割合 (2018 年前後の状況) (%)



※「乳幼児の里親委託推進等に関する調査研究報告書」(令和2年度厚生労働省先駆的ケア策定・検証調査事業)

※日本の里親等委託率は、令和4年度末(2023年3月末)

※ドイツ、イタリアは2017年、フランス、カナダ(BC州)、香港は2018年、イギリス、オーストラリア、韓国は2019年の割合

※里親の概念は諸外国によって異なる。

<子どもにとっての「家庭」生活の重要性>

子どもは、いつもそばにいて見守り、その子ども一人一人に合わせて育んでもらうことができる特定の大人（通常は「自分のお父さんやお母さん」になります。）との関係をもとに、家庭生活において、さらに地域社会でのさまざまな人との交流や体験を通じて、心と体を大きく成長させていきます。

「家族一緒に食卓を囲み、お風呂に入り、絵本を読んでもらう、一緒に眠る。お誕生日をお祝いしてもらい、旅行に出かけ、近所や親戚の方たちにも見守られながら成長する」そんなごく普通の「家庭」の暮らしが子どもたちにとってはとても大切です。

特に子どもの発達にとって重要な「アタッチメント」の形成にも特定の大人との丁寧な関りは欠かせません。

アタッチメントとは…子どもは、生きる上での危機的な状況（不安や恐れ）に際して、特定の他者に近づき、時にはくっつくことを求めます。そして、そのネガティブな感情を軽減したり、調節してもらうことで安心感を得ようとします。そして、不安等を適切に調節してもらうことを重ねることで、子どもは、自分は守られ大切にされる存在であると感じ、養育者への信頼感が形成されるとともに、自ら感情を調節しようとする自律性が芽生え、安心して外の世界との交流に踏み出すことができるようになります。安定したアタッチメントはその子が自己肯定感を育み、周りの人たちと良い関係を築く基礎となるものです。

<児童福祉法の改正>

「子どもの権利条約」（1994 年批准）や「子どもの代替的養護に関する国連指針」（2009 年採択）では、子どもが家族による養育を受けられるように支援すべきこと、それが不可能な場合や不適当な場合には里親委託、さらには養子縁組が望ましいことが示されています。

日本では、これまで「施設」が「社会的養護児童」の受け入れ先として大きな役割を果たしてきました。しかし、このような国際的な流れを受け平成 28 年に児童福祉法が抜本

的に改正され、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、「家庭養育優先」の理念が規定されました。

特に「乳幼児」については、「家庭」での暮らしを原則とするよう国の方針が示されています。

今後は、家庭への養育支援の充実とともに、「施設」※ではなく「家庭」での暮らしを実現していくことが求められています。

※こうした動きのなか、施設には、より難しい課題を抱えた子どものケア（高機能化）や地域における家庭養育・里親養育の支援（多機能化・機能転換）等の新たな役割が求められています。

<取り組みの強化>

日本においても、ひとりでも多くの子どもたちが「家庭」で暮らせるように、取り組みが進められています。

実の家庭を離れざるを得ない子どもそれぞれのニーズに応えるためには、こうした子どもを一定の期間ご自分の家庭に預かり、子どもをその親（保護者）の代わりに育てていただけの「養育里親」が、それぞれの地域に子どもの数以上に必要です。しかし、現状ではその担い手がまだまだ足りません。

さらに「養育里親」を支えるためのサポート体制の充実や、子どもや「里親家庭」を取り巻く地域社会の理解が欠かせません。

そこで私たちは、家庭養育の担い手となる「養育里親」の確保とその養育支援体制の充実を目指し、おもに0歳から3歳くらいの子どもの対象として、「ファミリーパートナー」の取り組みをスタートさせました。

対象年齢は預かる際（子どもの委託時）の年齢です。預かる際に0歳から3歳くらいであっても、期間が数年以上の長期になる場合は、子どもの成長により年齢が上がり、例えば、養育している間に小学校入学を迎える…という場合があります。



Ⅱ ファミリーパートナー

Ⅰ ファミリーパートナーとは

私たちは、「養育里親」について、私たちとの協力・連携のもと、地域において家庭での生活が難しい子どもを預かり育てることにより、その子どもの育ちを支えとともに、実の家庭（親）を応援する存在であると考えています。

「里親」はとても重要な子ども福祉の担い手（制度）となっていますが、まだまだ社会的な理解が十分ではありません。

このため、その名称にはさまざまな誤解や勘違いが生まれてしまうことがあります。

例えば、子どもの親からみたとき…「子どもをとられてしまうのではないか？」

一般の方からみたとき…「子どもを養子にするの？」

そこで私たちは「ファミリーパートナー」（以下「パートナー」と略します。）の愛称により、その担い手となってくださる家庭を積極的に募集することとしました。

なお、対象地域は松本市、塩尻市、安曇野市です。

2 「養育チーム」の考え方

大きな喜びもある一方、子どもの養育は、いろいろな悩みや苦勞がつきものです。ましてや他の家庭の（または施設で生活していた）子どもを中途から自宅に迎え入れ、育てるのには、より多くの難しさ（子どもとの関係作り、生育環境等を背景とする子どもの行動の受容や対応、子どもと実の親との関係への配慮など）が伴うことがあります。このため、パートナー（養育里親）への支援を充実させることが必要不可欠です。

そこで私たちは、パートナーとの信頼や協働の関係を大切にしながらその養育を支援し、共に子どもの育ちを支えます。言わば、私たちとパートナーは「養育チーム」として、児童相談所から子どもの委託を受け、協働して子どもの養育にあたります。

なお、これらの取り組みは、私たちのみで行うものではなく、地域の「協力機関」の理解や協力を得て行うものです。それぞれの機関の役割や強みを踏まえ、子どもの養育においても積極的に支援や協力を得ていきます。具体的な支援については12ページに示してあります。

3 パートナーになるためには

<養育里親としての登録>

パートナーになるためには、児童福祉法等の要件や長野県の基準等を満たしていることを県により認定され、「養育里親」として登録されることが必要です。

そして何よりも、希望される方々と私たちが信頼関係を基に、チームとして連携・協力して子どもの養育に当たることができるという見通しをお互いに持てることが大切であると考えます。

<主な要件>

- ・ 子どもを養育する上で、心身の健康上の支障がないこと
- ・ 子どもの養育についての理解と熱意がある
- ・ 子どもへの豊かな愛情を有している
- ・ 経済的に困窮していない
- ・ 里親を希望する方や同居する人が法律に規定する欠格事由に該当しない
(児童相談所を通じ、本籍地の市町村等に照会させていただきます。予めご了承ください。)

<家庭の状況>

- ・ 家庭生活が円満に営まれていること
- ・ 申込者に配偶者がいない場合は、次のどちらかを満たしていること
 - ①子どもの養育経験があること、または保健師・看護師・保育士等の資格を有していること
 - ②生活を共にして補助者として子どもの養育にかかわることができる18歳以上の子又は父母等がいること
- ・ 親族（親やきょうだい等）が、子どもを受託することに同意し協力的であること
- ・ 親族のうちに常に介護が必要な人がいないこと（介護が家族の負担にならず、委託された子どもの養育に影響を及ぼさない場合を除く）

これらのほか、社会的養護及び養護を必要とする子どもについての理解、子どもの養育にあたり関係機関と連携・協力することなどが求められます。

また、住居や居住地域の状況についても確認が必要となります。

詳しくは長野県里親認定基準をご確認ください。

＜パートナー登録の流れ＞

- 1

(相談)

まずは、里親支援センターひまわりへお問い合わせ、ご相談ください。どのようなことでもお気軽にお聞きください。
- 2

(ガイダンス)

制度の詳細や気になることについて、丁寧にご説明します。
里親について考えたきっかけや、ご家族の状況についてもお聴きします。
- 3

(面接・家庭訪問) 計5回程度

「ひまわり」があなたのお考えや家庭状況など、さまざまなことをお聴きします。要件・基準等を満たしているのか確認いたします。
申請書類等についてもご提出いただきます。
- 4

(集合研修・施設実習) 計6日間

基礎研修(1日)・登録前研修(2日)や、その後の、乳児院等施設での実習(3日)により必要な知識やスキル等を学びます。
- 5

(審査)

県社会福祉審議会(里親審査部会)での審議を踏まえ、県が認定の可否を判断します。
- 6

(登録)

養育里親として県に登録され、今後チームとして活動していくことを確認した上で、パートナーの仲間入りです。

※相談～登録までの期間は、相談のタイミングや希望者の状況によりさまざまですが、概ね8か月～1年くらいとなっています。また、登録後は5年に1回、更新研修(研修・実習各1日)を受講して里親登録を更新する必要があります。

私たちの考える望ましいパートナー（家庭）像

養育に対する姿勢

- ・子どもが好きで子どもの養育に意欲を持ち、子どもの気持ちや権利を大切に考えている。
- ・里親養育は子どものための制度であることを理解している。
- ・子どもをありのまま受け入れようとする。子どもの背景や特徴等を理解し育てようとする。
- ・困ったことなどを相談できる。関係機関と連携、協力して養育できる。
- ・実親の事を理解し応援しようとする気持ちがある。親子の交流等にできる限り協力する。

社会性・コミュニケーション

- ・約束（提出期限・面談の日時等）が守れる。連絡が取れる。
- ・物事を幅広く柔軟に考えることができる。
- ・オープンなコミュニケーションを取ることができる。
- ・里親養育について継続的に学ぼうとする姿勢があり、自分の幅を広げ、成長しようとする気持ちがある。

家庭・家族の基盤

- ・家庭内（夫婦間や実子との間で）で登録についての思いや考えを共有している。
- ・家庭内で意見を言い合えたり、お互いに相手を尊重できる。
- ・生活上の大きなトラブルや負担を抱えておらず、子どもを養育する肉体的、精神的、時間的な余力がある。
- ・親族（親・きょうだい）、職場、近隣等に説明し、理解や協力を得ることができる。

※これらが完璧である方（家庭）でないとパートナーとして相応しくない…ということではありません。ただし、全体としてまたは個別の項目について、お考えや状況が大きくかけ離れている場合は、パートナー（養育里親）としては相応しくないのかもしれませんが。チームと一緒に、これらを目指していただける方（家庭）にパートナーとなっていたきたいと考えています。

4 パートナーの推進と養育支援の体制

<フォスタリングチーム>

パートナーの取り組みは、里親支援センターひまわりが中心となり、「フォスタリング※チーム」により、関係機関の理解や協力・助言を得て推進していきます。（※里親支援）

里親支援センターとは、

- ・里親のリクルート及び里親登録手続き
- ・里親に対する研修
- ・子どもと里親家庭のマッチング(子どもの個別状況に合わせた里親家庭の選定～事前交流)
- ・子どもの里親委託中における里親養育への支援
- ・里親委託解除後におけるアフターフォロー

に至るまでの一連の過程において、子ども（及び親・保護者）にとって質の高い里親養育を実現するために、（養育）里親に対してさまざまな支援を包括的に行う機関です。

<フォスタリングチーム>

位置付け	機関	役割
メイン機関	松本赤十字乳児院 里親支援センター ひまわり	・リクルート活動 ・里親登録手続き ・里親に対する研修 ・マッチング ・委託中の養育支援 ・応援会議の開催 ・アフターフォロー
協力機関	松本児童相談所 松本市こども福祉課 塩尻市こども未来課 安曇野市子ども家庭支援課 松本児童園	・リクルート活動への協力 ・委託中の養育支援等への協力 ・応援会議への参加

<「養育チーム」を中心とする「里親養育」>

パートナーと私たちが「養育チーム」を作り、双方が一体となり子どもを受託します。担当者（里親支援センターひまわり）が窓口となり、関係者・関係機関との連携を図りつつ、パートナーの里親養育等に伴走・サポートしていきます。

子どもを受託する際は、子どもとその実家庭を担当する児童相談所の児童福祉司及び児童心理司が「養育チーム」に加わります。さらに、協力機関のほか、子どもの実親や家族・親族、子どもの関係する保育所や学校をはじめとする関係者・関係機関を含めて「応援チーム」を構成し、必要に応じて応援会議を開催します。

<チーム養育のイメージ図>



委託されている（される予定の）子どもやパートナー（希望者を含む）に関する情報を、協力機関においては必要に応じて共有することを予めご承知おきください。

なお、すべての機関が個人情報に関する守秘義務を有しています。

5 里親支援センターひまわりによるパートナーへの 主な養育支援

<登録前>

- ・ 疑問ができる限り解消するとともに、不安や心配が少なくなるようパートナーを希望する方に制度や実情の説明を丁寧に行います。
- ・ パートナーとなること（新しい「生き方」（生活スタイル）の選択）について、そのプロセスを共有してともに考えます。

※特に、子どもの養育は、人生において育まれてきたパートナーの価値観や生活スタイル等の影響を強く受けることとなります。このため、「里親養育」を進めるにあたり、これまでの人生を振り返ってみることは、ご自分自身をより深く理解することにつながり、安心・安全な養育のために大切なことと考えています。

- ・ 希望者とともに、夫婦や家庭の持つ強みと弱みについて把握・検討し、どのような子どもであれば受け入れが可能か、必要なサポートや社会資源等の活用について予め想定していきます。

※なお、相互に信頼関係を作ることが難しいと思われる場合や、パートナー家庭の状況等により、子どもにとって安心・安全な里親養育を提供することが難しいと見込まれる場合には、パートナーとなることをお勧めしない場合があります。

<登録後>

- ・ 研修会や交流会等を設け、知識やスキルの向上につながるような、また、他のパートナーと顔見知りになり、つながりをつくれるような機会を提供します。
- ・ 子どもを担当する児童相談所との検討・協議にもとづき、パートナーに受託の打診を行い、パートナーとともに子どもの受託について検討します。

※パートナー家庭では、家族全員が受託に合意することが必要です。特に、実のお子さんへの説明については工夫や配慮が求められます。お子さんへの説明についてもパートナーと考え、必要に応じて、お子さんをはじめとするご家族に、直接私たちからも説明させていただきます。

なお、委託を決定するのは子どもを担当する児童相談所です。

- ・ 委託が検討されている子どもとパートナー家庭の双方の状況を考慮しながら、円滑に交流が進むようサポートします。
- ・ 委託が予定される子どもが円滑に新しい生活に移行できるよう、乳幼児であっても、親（保護者）その他関係者と協力して子どもへの説明に工夫・配慮します。
※委託開始前から真実告知（自分の背景や今の状況等について理解ができるよう、子どもの年齢に応じて説明すること。段階的にくり返し行うもの）が行われることを意味しています。
- ・ 子どもが生活することとなるパートナー家庭に関して、親（保護者）に対してどのように紹介・説明するのかを児童相談所を交え検討した上で、紹介・説明する機会を設けます。
- ・ 子どもの新しい生活が円滑に始まるよう、パートナーとともに保健センター・保育所・学校等の関係機関に情報提供を行い、必要なサポート等について依頼します。
- ・ 児童相談所の方針を踏まえ、子ども・パートナーとともに関係者を交え、養育計画を立案します。計画については、その後、一定期間ごとに振り返り、見直します。
- ・ 電話や家庭訪問により委託された子どもの生活状況を把握するとともに、子どもやパートナーそれぞれの疑問や悩み等に耳を傾け、必要に応じてより望ましいと思われる里親養育の具体的な方法についてパートナーとともに考えます。
※電話・訪問等の養育支援は、パートナーが受けることのできる権利であるとともに、受け入れは必要な義務であるとお考えください。
- ・ 子どもの支援、パートナーの養育支援について情報共有や協議をするため、委託された子どもやパートナーの状況を踏まえ、「応援会議」を開催します。
- ・ 養育に困難な状況が起きている場合（今後予想される場合）には、その軽減や解決に向けた対応について、パートナーとともに考え、市の子育て支援メニューやレスパイト制度の活用など必要なサポートについて調整します。
- ・ 子どもと親（保護者）等の交流が行われる場合、児童相談所と協議の上、親（保護者）との連絡窓口となる場合があるほか、親（保護者）とパートナーの関係調整を支援します。

※子どもの権利等の観点から可能な限り保護者等との交流は大切です。里親には、児童福祉法上、親子関係再構築への協力・支援が要請されています。

- ・ 子どもの委託が終了する際は、状況に応じてその後の子どもとの交流について協議・調整します。
- ・ 委託終了後、子どもの成長や「家庭」での生活が送れたことの意義等についてパートナーと確認するとともに、今後の新たな受託（の可能性）について相談します。

6 ファミリーパートナーの取り組みの状況

(令和7年3月末現在)

(1) ファミリーパートナーの認定（長野県の養育里親の登録）の状況

- ・ 在住市 松本市：11組17名 塩尻市：7組14名 安曇野市：6組11名

合計 24組 42名

- ・ 年代 年代30代：3名 40代：16名 50代：16名 60代：7名

(2) 委託の状況

- ・ 委託児童の年齢 0歳～1歳：1名 2歳～3歳：4名 4歳～5歳：2名

- ・ 委託期間 ～1年：2名 1年～2年：3名 2年～3年：1名 4年～：1名



Ⅲ 里親支援センターひまわりの理念・ビジョン

私たちの理念

私たちは、安心・安全な養育里親制度の推進を通じて、一人一人の子どもが大切にされ、その子らしく成長することのできる豊かな地域社会の実現に貢献します。

私たちのビジョン

- 1 ファミリーパートナー（以下「パートナー」）と私たちとの良好なパートナーシップによる、子ども（及び親・保護者）にとって安心・安全で質の高い養育里親体制の整備
- 2 やむを得ない事情により自分の家庭で暮らすことができない子どもでも、引き続き、地域の「家庭」で暮らすことができる地域社会の実現
- 3 子どもの養育上さまざまな困難を抱えた家庭においても、子どもができる限りその家庭において暮らし続けることができるよう、子ども（及び親・保護者）を支えることのできる地域社会の実現
- 4 子どもがその子らしく成長することのできる地域社会の実現を念頭におく、地域の関係者・関係機関や住民・企業・団体等との幅広く・重層的なネットワークの構築

私たちの約束・目標

1 子ども中心の活動

私たちは、すべての活動・支援において、子どもが権利の主体であることを念頭におき、子どもがその中心となるよう努力します。

子どもの支援においては、子ども一人一人の真の幸せの実現を考え、子どものポジティブな変化を追求します。

2 信頼関係の構築

私たちは、パートナーをはじめとする関係者・関係機関との信頼関係が質の高い里親

養育を確保するための基盤であることを認識し、すべての活動・支援においてその構築・向上に努めます。

パートナーとともに、子ども（及び親・保護者）にとって安心・安全な里親養育の実現を追求することにより、子ども（及び親・保護者）から信頼が得られるよう努めます。

私たちが大切にしている態度・姿勢

1 誠実・公正

私たちは、いつも誠実・公正であることを心がけます。特に、双方向の開かれたコミュニケーションを大切にします。

2 前向き

私たちは、いつも前向きであろうとします。困難な課題にも向き合い、一步ずつ着実に前進することを目指します。

3 挑戦・成長

私たちは、完璧ではありません。よりよい活動・支援を目指して、挑戦・成長し続けるよう努力します。

4 柔軟性

私たちは、子ども（及び親・保護者）、パートナーのそれぞれの事情をできる限り考慮し、柔軟な対応・選択を心がけます。

5 多様性の尊重・寛容さ

私たちは、さまざまな立場の人やその価値観・文化を尊重します。異なる見方や考え方、生活や行動の様式等をできる限り寛容に受け止めます。



Q & A

Q 松本市・塩尻市・安曇野市で自宅を離れて生活している子どもは何人くらいいますか？

3 市内では、約 82 人※の子どもが自宅を離れ、児童養護施設や乳児院などの施設で生活しています。 ※2025 年 3 月末の状況

松本地域ではない遠方の施設で生活している子どもたちもいます。

Q 預かる子どもは自分の養子になるのですか？

「養子縁組」ではありません。

パートナーは、実の家庭で生活できない子どもを自宅に迎え入れ、家庭に戻れるようになるまでの間、親（保護者）に代わり育てます。

期間は、数日～1 か月などの短期、半年～1 年くらい、数年にわたる長期などさまざまです。原則は 18 歳までですが状況によっては、子どもが 20 歳になるまで養育する場合もあります。

なお、子どもに恵まれないなどの理由で、特別養子縁組により家庭に子どもを迎え入れたいと希望される場合には、「養子縁組里親」としての登録をご検討ください。

Q 何か資格などが必要ですか？

パートナーになるため、一定の要件・基準等がありますが、特別な資格は必要ありません。子育て経験がない場合でもパートナーになっていただくことが可能です。研修や実習等で必要な知識やスキルを学ぶとともに、乳児院・児童相談所等がチームを組んで養育を支援します。

なお、「私たちが考える望ましいパートナー（家庭）像（P9）」についてもご参照ください。

Q 子どもは無償で預かるのですか？

無償ではありません。子どもを迎え入れ育てている間は、規定により、県から子どもの生活に必要な費用（生活費、医療費、教育費など）や里親手当が支給されます。

<生活費> 乳児 64,120 円 乳児以外 55,530 円

<手 当> 1 人 90,000 円

＊いずれも 2024 年度子どもひとりあたりの金額（月額）です。

これらの収入から子どもの養育にかかわる経費を差し引いた額は、雑所得として確定申告の対象となります。

Q 共働き家庭ですが大丈夫ですか？

共働きであっても、パートナーになられる方はいらっしゃいます。保育所等の子育て支援サービスを利用する場合は、利用料や定員の確認等、市の担当部署との調整が必要です。

一方で、特に委託前の交流期間や委託の初期には、迎え入れる子どもの心のケアや安定した関係形成が重要です。子どもと向き合いながら養育していただく十分な時間を確保していただくようお願いします。

Q 子どもの親（保護者）との関りはどうなりますか？

パートナーが子どもの親を直接支援することは想定していませんが、里親には、児童福祉法上、親子関係再構築への協力・支援が要請されています。

具体的には、委託前の顔合わせ（パートナーの親への紹介）、親子交流への協力、親（保護者）も参加する話し合いへの同席、写真等で子どもの様子を親（保護者）に伝えることなどが考えられます。

なお、児童相談所が里親委託時に親権者（子どもの親）に対して発行する「措置決定通知書」には、原則として里親の住所・氏名（＝子どもの生活場所）が記載されます。

ただし、子どもの親が里親家庭に里親の了解なく訪問することは、児童相談所により禁止されます。また、迎え入れる子どもの養育の安定（＝里親家庭の安全）が脅かされると想定される場合には、里親の住所・氏名を伏せます。

Q 迎え入れる子どもはどのように決まるのですか？

児童相談所で養育里親委託が必要であると判断した子どもについて、その子どもと家庭の状況等を考慮した上で児童相談所・ひまわりが相談し、子どもが生活するのに適当と思われるパートナーの方に迎え入れの打診（意向の確認）をさせていただきます。

子どものニーズによるため、パートナーとなってもすぐに打診させていただく場合もあれば、子どものニーズに合わない場合には打診が行われないことになります。

パートナーの意向確認後、子どもとパートナーの事前交流を経て、双方の意向を最終的に確認した上で、実際に子どもの受け入れをお願いすることになります。

なお、里親委託は、原則として子どもの親権者の了解が必要となっています。

パートナー（養育里親）としての登録は、子どもの委託をお約束するものではありませんので、予めご了承ください。

一方で、ひまわりから迎え入れの打診があった場合、必ず子どもを引き受けなければならないということではありません。

また、子どもの一時保護が必要な場合（緊急的な場合あり）に、乳児院等の施設を経ずに子どもを迎え入れ、一定期間養育していただくことを打診させていただく場合があります。

Q 実子があります。登録申請できますか？

実のお子さんを子育て中であっても、パートナーの認定を受けることは可能です。

お子さんの心情へ十分配慮することが大切となるため、早い段階から十分に話をして里親となることについて理解、納得してもらうことが必要となります。

また、ご夫婦（等）で協力の上、迎え入れる子どもの養育と実のお子さんの養育を両立することが求められます。

なお、お子さんが幼い場合には、お子さんの養育を優先していただきたいと思います。

Q 大きな家に住んでいないとダメでしょうか？

迎え入れる子どもとパートナー家族が、生活するために必要な広さがあれば大丈夫です。
自宅が持ち家でなく、借家であっても可能です。

但し、子どもの年齢に応じて、実の子どもさんを含めて、男女を別にするなどの配慮を求められます。

Q パートナーになるためにはどのくらいの期間がかかりますか？

何回かの面接や家庭訪問、乳児院や児童養護施設での養育実習、里親養育や子どもの発達についての講義などを受けていただきます。

おおよそ8か月から1年ほどの期間が必要です。

その間に中止することはいつでも可能です。

Q 受託中に冠婚葬祭などで外出するときにはどうしたらいいですか？

実のお子さんのようにご親族やお友達に預けることはできませんが、「レスパイト・ケア」制度があり、里親さん等に預けることが可能です。パートナーの方が一時的に養育から離れ、リフレッシュするためにも使えます。

(問い合わせ)

松本赤十字乳児院 里親支援センターひまわり

〒390-0803 松本市元町 3-8-10

電 話 0263-31-5206(直通) (平日 9:00~17:00)

電子メール satooya@matsumoto-nj.jrc.or.jp



里親が育てる。

社会が支える。